

議案第 8 号

白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

白井市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 3 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、白井市都市計画審議会について部会に関する規定の整備及び担任する事務の追加をするとともに、白井市学童保育所運営業務委託業者選定審査会及び白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会の廃止並びに白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会の設置をするため、条例の一部を改正するものです。

白井市附属機関条例の一部を改正する条例

白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「指定する」を「指名する」に改める。

第10条中「白井市都市計画審議会」の次に「（以下この条において「審議会」という。）」を加え、同条に次の7項を加える。

- 2 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員等は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 8 第6条及び第7条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と、同条第3項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と、第7条中「附属機関」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

別表市長の項白井市学童保育所運営業務委託業者選定審査会の目を次のように改める。

白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会	公立保育所の役割及び体制について調査審議すること。	委員 長 副 委員 長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の	1 人 内	3 以 上	調査審議が終了するまで
----------------------	---------------------------	-------------------------------	------------------------------	-------------	-------------	-------------

			代表者 (3) 教育機 関の職員 (4) 市民 (5) 市の職 員		
--	--	--	--	--	--

別表市長の項白井市都市計画審議会の日担任する事務の欄に次の2号を加える。

- (3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定に基づく基本計画の策定、推進等について調査審議すること。
- (4) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく景観計画の策定、推進等について調査審議すること。

別表教育委員会の項白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会の目を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第8号資料

○白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）新旧対照表

改正案							現行						
(略)							(略)						
(会長及び副会長)							(会長及び副会長)						
第3条 (略)							第3条 (略)						
2・3 (略)							2・3 (略)						
4 副会長を置かない附属機関にあつては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ <u>指名する者</u> がその職務を代理する。							4 副会長を置かない附属機関にあつては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ <u>指定する者</u> がその職務を代理する。						
(略)							(略)						
(白井市都市計画審議会の特例)							(白井市都市計画審議会の特例)						
第10条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市都市計画審議会（以下この条において「 <u>審議会</u> 」という。）の会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。							第10条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市都市計画審議会 _____ の会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。						
<u>2 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。</u>							(新設)						
<u>3 部会に属すべき委員及び専門委員等は、会長が指名する。</u>							(新設)						
<u>4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。</u>							(新設)						
<u>5 部会長は、部会の事務を掌理する。</u>							(新設)						
<u>6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</u>							(新設)						
<u>7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</u>							(新設)						
<u>8 第6条及び第7条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と、同条第3項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と、第7条中「附属機関」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。</u>							(新設)						
(略)							(略)						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	(略)						市長	(略)					
	白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会	公立保育所の役割及び体制について調査審議すること。	委員 長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 教育機関の職員 (4) 市民	13人以内	調査審議が終了するまで		白井市学童保育所運営業務委託業者選定審査会	市の学童保育所の運営業務の委託業者の選定について審査すること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 民生委員・児童委員 (3) 公共的団体等の代表者	6人以内	委託業者を選定するまで

		(5) 市の職員			
(略)					
白井市都市計画審議会	(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(3) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく基本計画の策定、推進等について調査審議すること。				
	(4) 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定に基づく景観計画の策定、推進等について調査審議すること。				
(略)					
教育委員会	(略)				

		(4) 市の職員			
(略)					
白井市都市計画審議会	(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)				
	(新設)				
(略)					
教育委員会	(略)				
	白井市立桜台小学校	白井市立桜台小学校及び桜台中学校の給食のあり方について調査審議すること。	委員長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 教育機関の職員 (4) 市民	10人以内 調査審議が終了するまで